

卒業の認定に関する方針

<卒業認定>

学則第 17 条、18 条に則る。

学則 17 条

<卒業>

本校所定の課程を修了した者には、学習評価のうえ、卒業証書を授与する。

学則 18 条

<修了の認定>

本校所定の課程において、各学年ごとにその履修すべき教科目を終えた者には、修了の旨を認定する。

- 2 各科目修了の認定は、出席率などの学習態度を勘案しながら、筆記試験（論文含む）の成績、演習の成績、その他の方法により総合的に評価する。100 点満点の 60 点以上を合格とし、当科目の担当者がその採点にあたり修得が判定される。
- 3 実習、実技等に係わる教科目の評価は、その技能力の成績によって修了を認定する。